

神奈川県猫捕獲器貸出要領

1 目的

この要領は、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、猫捕獲器（以下「捕獲器」という。）を無償で貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

2 貸出対象者

この要領に基づく猫捕獲器の貸出の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除く。以下同じ。）に生息する飼い主のいない猫に対して避妊又は去勢手術を行う目的で捕獲する者
- (2) 県内で愛玩の目的で猫を飼育する者であって、当該猫が逸走した場合の捕獲を行う者（当該捕獲の目的がこの要領の趣旨に適合すると保健福祉事務所長又は保健福祉事務所センター所長（以下「保健福祉事務所長等」という。）が認める場合に限る。）

3 貸出期間

捕獲器の貸出期間は、原則として3週間以内とする。捕獲器の貸出延長は、貸出期間満了時に他の使用又は利用申出がないことをもって受け付けることとし、延長する期間は原則として1週間以内とする。

4 使用又は利用申出

(1) 申出

ア 保健福祉事務所長等は、捕獲器の貸出を行う場合には、捕獲器を借り受けようとする者から「使用又は利用申出書（別紙1）」を提出させるとともに、本人であることを証明できる書類（運転免許証、保険証等）を提示させるものとする。

イ 保健福祉事務所長等は、捕獲器を借り受けようとする者から「使用又は利用申出書」の提出を受けた場合は、アにより本人確認を行い、必要な事項を「使用又は利用申出受付簿（別紙2）」に記載し、「飼養又は利用申出書」と

ともに保管するものとする。

ウ 保健福祉事務所長等は、貸出を決定したときは、捕獲器を借り受けようとする者に対し、捕獲器とともに「捕獲器貸出書兼手術確認書（別紙3）」を交付するものとする。

エ 保健福祉事務所長等は、貸出期間を延長しようとするときは、電話等により事務手続を行い、必要な事項を「使用又は利用申出書等」に赤字で記載するものとする。

(2) 貸出後の管理等

ア 捕獲器の設置に必要な器具は、借り受けた者の負担とする。

イ 保健福祉事務所等は、捕獲器を借り受けた者が自己の管理する又は地権者等の了承を得た土地等に設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理使用するよう、第6項第1号に掲げる事項を併せて説明する。

ウ 保健福祉事務所長等は、捕獲器を借り受けた者が捕獲器を毀損又は滅失しないよう、第6項第2号に掲げる事項を併せて説明する。

5 返却

保健福祉事務所長等は、捕獲器の返却を受けるときは、捕獲器を借り受けた者に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1) 貸出時に交付した「捕獲器貸出書兼手術確認書（別紙3）」に捕獲・手術状況を記入させ、避妊又は去勢手術を実施した場合は診療施設の領収書の写しを添付させた上で提出させること。

(2) 返却する捕獲器について清掃及び消毒を行わせ、借り受けた時と同程度の状態で貸出期限満了時まで返却させること。

6 使用時の事故等

(1) 貸し出した捕獲器の使用に起因する事故、トラブルについての損害責任は、すべて借り受けた者が負うこととし、トラブルの相手方との対応等については、借り受けた者が誠意をもって対応するよう指導するものとする。

(2) 借り受けた者が捕獲器を毀損し、又は滅失した場合は、原則として借り受けた者が責任をもって、貸し出した時と同程度の状態にして返却させ、又は同等

品で賠償させるものとする。

7 貸出中止

保健福祉事務所長等は借り受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その貸出期間にかかわらず、捕獲器の貸出を中止し、返却させることができる。

- (1) この要領又は貸出決定に違反したとき。
- (2) 目的以外の使用をしたとき。
- (3) 他の者に再貸与したとき。
- (4) その他捕獲器の管理上必要があるとき。

8 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉事務所長等が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。